

現在、当事業所でいただく加算は○の入った加算です。

その他の加算については、体制や要件が整い次第いただく場合がございますので、ご了承下さい。

加算	算定	算定要件等
科学的介護推進体制加算	40単位/月	○ 入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ○ 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位/回	○ 以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位/回	介護福祉士50%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位/回	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上
入浴介助加算Ⅰ	40単位/日	○ 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。
入浴介助加算Ⅱ	55単位/日	(Ⅰの要件に加えて) 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。
個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位/日	○ 機能訓練指導員を専従1名以上配置(配置時間の定めなし) 居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助すること ※イは運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすこととして差し支えない。ロはイに加えて専従で1名以上配置する。
個別機能訓練加算Ⅰロ	76単位/日	○ 機能訓練指導員を専従1名以上配置(配置時間の定めなし) 居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助すること ※イは運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすこととして差し支えない。ロはイに加えて専従で1名以上配置する。
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	○ 加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること
若年性認知症利用者受入加算	60単位/日	○ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと
処遇改善加算Ⅰ	5.9%	○ 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1.2%	○ 1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定
ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位/月	○ 以下の要件を満たすこと イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/月	ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。
生活機能向上連携加算(Ⅰ) ※3月に1回を限度	100単位/月	○ 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	○ 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。
中重度者ケア体制加算	45単位/日	○ ①人員基準に規定されている看護職員・介護職員の員数(※1)に加え、看護職員・介護職員を常勤換算方法で2人以上確保。 ②指定通所介護事業所における、前年度又は算定月の前3か月間の利用者の総数のうち、要介護3・4・5である者の占める割合が30%以上。 ③指定通所介護を行う時間帯を通じて、当該指定通所介護の提供に当たる専従看護職員を1人以上配置。
認知症加算	60単位/日	○ ①人員基準に規定する看護職員・介護職員の員数に加え、看護職員・介護職員を常勤換算方法で2人以上確保。 ②指定通所介護事業所における、前年度又は算定月の前3か月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が20%以上。 ③指定通所介護を行う時間帯を通じて、指定通所介護に専従する次の研修の修了者を1人以上配置。 a) 認知症介護の指導に係る専門的な研修 b) 認知症介護に係る専門的な研修 c) 認知症介護に係る実践的な研修 等
介護職員等処遇改善加算 ※令和6年6月1日より適用	9.2%	○ 基本単位と該当するすべての加算の単位数に左記の加算率を乗じて算定